

○横浜市技能文化会館条例

昭和60年12月25日

条例第44号

注 平成10年3月から改正経過を注記した。

横浜市技能文化会館条例をここに公布する。

横浜市技能文化会館条例

(設置)

第1条 技能職の振興、雇用による就業の機会の確保並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るため、横浜市技能文化会館(以下「技能文化会館」という。)を横浜市中区に設置する。

(平10条例17・平17条例67・一部改正)

(事業)

第2条 技能文化会館は、次の事業を行う。

- (1) 技能職の振興に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 技能文化に関する情報等の収集及び提供に関すること。
- (3) 雇用の促進、就業の機会の確保その他の事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 雇用及び就業に関する相談に関すること。
- (5) 雇用及び就業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るための事業の企画及び実施に関すること。
- (7) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (8) その他技能文化会館の設置の目的を達成するために必要な事業

(平17条例67・全改)

(施設)

第3条 前条各号に掲げる事業を行うため、技能文化会館に次の施設を置く。

- (1) 技能文化実演体験展示室
- (2) 多目的ホール
- (3) 会議室
- (4) 音楽室
- (5) 工房
- (6) トレーニング室
- (7) 研修室
- (8) 和室
- (9) 相談コーナー
- (10) 情報コーナー
- (11) 駐車場

(平17条例67・平22条例32・一部改正)

(開館時間等)

第4条 技能文化会館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げる技能文化会館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 技能文化会館の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 技能文化会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の技能文化の発展及び労働環境の向上に関する施策の方針を理解し、技能職の振興、雇用による就業の機会の確保及び勤労者の福祉の増進のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による技能職の振興、雇用による就業の機会の確保及び勤労者の福祉の増進に関する取組に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、技能文化会館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

(平17条例67・追加、平23条例48・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平17条例67・追加)

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる技能文化会館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(平23条例48・追加)

(利用の許可)

第8条 第3条第2号から第8号までに掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に技能文化会館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、技能文化会館の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない

ものとする。

- (1) 技能文化会館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 技能文化会館の設置の目的に反するとき。
- (3) その他技能文化会館の管理上支障があるとき。

4 第1項の許可の申請の手続について必要な事項は、規則で定める。

(平10条例17・一部改正、平17条例67・旧第5条繰下・一部改正、平23条例48・旧第7条繰下)

(利用料金)

第9条 前条第1項の規定により許可を受けた者又は駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金(駐車場に係る利用料金を除く。)は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

(平10条例17・全改、平17条例67・旧第6条繰下・平22条例32・一部改正、平23条例48・旧第8条繰下)

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平10条例17・全改、平17条例67・旧第7条繰下・一部改正、平23条例48・旧第9条繰下)

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(平10条例17・全改、平17条例67・旧第8条繰下・一部改正、平23条例48・旧第10条繰下)

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第8条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(平10条例17・一部改正、平17条例67・旧第9条繰下・一部改正、平23条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、技能文化会館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は

退館を命ずることができる。

- (1) 他の入管者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他技能文化会館の管理上支障があるとき。

(平17条例67・旧第10条繰下・一部改正、平23条例48・旧第12条繰下)

(横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による技能文化会館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例67・旧第12条繰下、平23条例48・旧第14条繰下)

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第5条、第9条及び第11条の規定は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則(平成10年3月条例第17号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成17年6月条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市技能文化会館条例第11条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市技能文化会館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第9条第2項)

(平10条例17・全改、平17条例67・一部改正)

| 種別 | | 単位 | 利用料金 |
|------|---------|---------------------|----------|
| 個人利用 | 工房 | 1人、2時間につき | 円 200 |
| | トレーニング室 | | 200 |
| 占用利用 | 多目的ホール | 1日につき | 22,900 |
| | 会議室 | | 3,600 |
| | 特別会議室 | | 12,800 |
| | 音楽室 | | 8,400 |
| | 工房 | | 7,200 |
| | トレーニング室 | | 11,600 |
| | 研修室 | | 15,600 |
| | 和室 | | 7,000 |
| 駐車場 | | 1台、1時間につき | 400 |
| 附帯設備 | | 1式、1台又は1チャンネル、1日につき | 20,000 |

(備考)

- 1 占用利用とは特定のもの独占的に施設を利用する場合を、個人利用とは個人が非独占的に施設を利用する場合をいう。
- 2 1日とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 3 利用者が物品の販売その他営利を目的として施設（駐車場を除く。）を利用する場合の利用料金の額は、表に定める額を2倍して得た額とする。

○横浜市技能文化会館条例施行規則

昭和61年2月25日

規則第11号

注 平成2年3月から改正経過を注記した。

横浜市技能文化会館条例施行規則をここに公布する。

横浜市技能文化会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市技能文化会館条例(昭和60年12月横浜市条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜市技能文化会館(以下「技能文化会館」という。)の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、技能文化会館の駐車場の開館時間は、午前8時から午後10時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 技能文化会館の休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(平14規則32・平成22規則54一部改正)

(指定申請書の提出等)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 技能文化会館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則87・追加、平成22規則54・一部改正)

(利用の許可の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定により技能文化会館の施設の利用の許可を受けようとする者(技能文化会館の工房及びトレーニング室を条例別表に規定する個人利用として利用する者を除く。)は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、多目的ホールにあっては利用しようとする日の属する月の6箇月前から、その他の施設にあっては利用しようとする日の属する月の3箇月前から行うもの

とする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平9規則98・平10規則42・一部改正、平17規則87・旧第4条繰下・一部改正、平24規則16・一部改正)

(個人利用の許可)

第6条 技能文化会館の工房及びトレーニング室を条例別表に規定する個人利用として利用する場合の条例第8条第1項に規定する利用の許可は、個人利用券を交付することにより行うものとする。

(平10規則42・一部改正、平17規則87・旧第5条繰下・一部改正、平24規則16・一部改正)

(利用料金の後納)

第7条 条例第9条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平10規則42・旧第8条繰上・一部改正、平17規則87・一部改正、平24規則16・一部改正)

(利用料金の減免)

第8条 条例第10条に規定する規則で定める場合は地方公共団体又は公共的団体が利用する場合とし、免除する利用料金の額は利用料金の5割相当額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(平17規則87・全改、平成22規則54・一部改正)

(利用料金の返還)

第9条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は条例第8条第1項の規定により施設の利用の許可を受けた者の責めに帰することができない事由により当該施設の利用ができなくなった場合とし、返還する利用料金の額は既納の利用料金の全額とする。

(平17規則87・全改)

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済局長が定める。

(平10規則42・旧第12条繰上、平17規則87・旧第11条繰上、平18規則84・一部改正)

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第11条の規定は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則(平成2年3月規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕の規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年3月規則第43号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年9月規則第98号)

(施行期日)

- 1 この規則中、第1条の規定は平成9年10月1日から、第2条の規定は平成10年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市技能文化会館条例施行規則の規定は、平成9年10月1日以後に受け付けた使用の許可の申請について適用し、同日前に受け付けた使用の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の横浜市技能文化会館条例施行規則の規定は、平成10年1月1日以後に受け付けた使用の許可の申請について適用し、同日前に受け付けた使用の許可の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る料金の減免及び返還について適用し、同日前の申請に係る料金の減免及び返還については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則(平成13年3月規則第36号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月規則第84号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成22年8月規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項にただし書きを加える改正規定は、

平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条第1項)

(平17規則87・追加、平24規則16・一部改正)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

横浜市技能文化会館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに
前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市技能文化会館の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)

第2号様式(第5条第1項)

(平9規則98・全改、平10規則42・旧第1号様式・一部改正、平17規則87・旧別記様式・一部改正)

利用許可申請書

年 月 日

(申請先)

住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話
連絡者氏名
電話

横浜市技能文化会館の施設を利用したいので、次のとおり申請します。

| | | | | | |
|-----------------------------|-----------|------|--------|----------|--|
| 行事名 | | | | | |
| 利用目的 | | | | | |
| 利用日時 | 利用施設 | | 施設利用料金 | | |
| | | | | | |
| 施設利用料金合計 | | | | | |
| 利用形態 | 開場時間 | 開演時間 | 終了時間 | 入場予定者 | |
| | | | | | |
| 附帯設備名 | | 単価 | 延べ数 | 附帯設備利用料金 | |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 附帯設備利用料金合計 | | | | | |
| 入場料の徴収の有無 | 無料・有料(円) | | | | |
| 納付済利 用料金 (本日分含 む。) | 施設利用料金 | | 本日領収額 | 施設利用料金 | |
| | 附帯設備利用料金 | | | 附帯設備利用料金 | |
| | 合計 | | | 合計 | |
| 備考 | | | | | |

○横浜市技能文化会館処務要綱

制定 昭和61年4月1日

最近改正 平成23年5月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市技能文化会館条例（昭和60年12月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）及び横浜市技能文化会館条例施行規則（昭和61年2月横浜市規則第11号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 規則第2条第2項に規定する横浜市技能文化会館（以下「技能文化会館」という。）の開館時間を変更することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 設備点検等によりやむを得ない場合
- (2) 非常災害等が生じた場合
- (3) やむを得ず利用の延長、繰上げがあった場合
- (4) その他管理上支障があると認められる場合

2 開館時間には、利用準備及びあとかたづけの時間を含むものとする。

(休館日以外の休館)

第3条 規則第3条第2項の規定により、休館日以外の日に開館しないことのできる場合は、次のとおりとする。

- (1) 施設、設備等の点検及び改修工事等によりやむを得ない場合
- (2) 非常災害等が生じた場合
- (3) その他管理上支障があると認められる場合

(利用の申請)

第4条 規則第5条第2項に規定する利用許可の申請は、次の各号に定めるところにより利用申請者が次の各号に定めるいずれかにより行うものとする。

- (1) 申請者が、多目的ホールにあっては利用しようとする日の属する月の6箇月前の1日から15日、その他の施設にあっては利用しようとする日の属する月の3箇月前の1日から15日までの間に、横浜市市民利用施設予約システム（以下「予約システム」という。）の行う施設利用の抽選に申し込みを行い、抽選に当選し、予約システムに当選結果の確認を行った後、抽選した月の18日から末日までの間に技能文化会館に来館し、利用許可申請を提出する場合
- (2) 予約システムによる抽選後の空き施設を利用しようとする申請者が、多目的ホールに

あつては利用しようとする日の属する月の6箇月前の月の26日から利用しようとする日の28日前の日、その他の施設にあつては利用しようとする日の属する月の3箇月前の月の26日から利用しようとする日の7日前の日までの間に予約システムの行う空き施設の申し込みに申し込みを行い、申し込みの日から7日までの間に技能文化会館に来館し、利用許可申請を提出する場合

(3) 予約システムで利用許可申請が可能となる期間を経過した場合の空き施設を利用しようとする申請者が、多目的ホールにあつては利用しようとする日の27日前の日から利用しようとする日まで、その他の施設にあつては利用しようとする日の6日前の日から利用しようとする日まで間に技能文化会館に来館し、利用許可申請を提出して施設利用を申し込む場合。

2 受付時間は、開館日の午前9時から午後7時までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、公益上必要がある場合で次の各号に該当する場合は、多目的ホールにあつては利用しようとする日の属する月の1年前から6箇月前までの間、その他の施設にあつては利用しようとする日の属する月の1年前から3箇月前までの間に申請することができるものとする。

(1) 市又は指定管理者が、主催又は共催して行う事業で、その日に開催しなければ支障が生ずると認められるもののうちやむを得ない場合

(2) 国際的、全国的な催し物等で、その日に開催しなければ支障が生ずると認められるもののうちやむを得ない場合

(3) 技能職団体、労働団体等が条例第1条の目的を達成するために行う事業で、その日に開催しなければ支障が生ずると認められるもののうちやむを得ない場合

(4) その他指定管理者が特に認める場合

(利用等の許可)

第5条 条例第7条第1項に規定する利用の許可は、利用許可書(第1号様式)を交付することにより行うものとする。

2 規則第6条に規定する個人利用券は、別記(第2号様式)とする。

(遵守事項)

第6条 技能文化会館を利用するもの(その催物を目的として入場した者を含む)は、次に掲げる事項を守らねばならない。

(1) 利用目的以外の目的に施設等を利用しないこと

(2) 附帯設備を技能文化会館外に持ち出さないこと

(3) 許可なく壁、柱、窓、とびら等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは張り付け、文字等を書き、又はクギ類を打たないこと。

(入館の制限)

第7条 条例第12条第1項第2号に規定する、その他技能文化会館の管理上支障があるときは、次のとおりとする。

- (1) 他人に危害を及ぼし又は秩序風俗を乱す恐れがあると認められる者
- (2) 付添いを要する幼児又は老人等で、付添人のいない者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(利用等の打合せ)

第8条 利用者は多目的ホールを利用する場合、利用日の14日前までに係員と利用方法その他必要な事項を打合わせなければならない。

(損傷等の届出)

第9条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を届け出て、職員の指示を受けなければならない。

(損傷等の賠償)

第10条 利用者は、自己の責めに帰す理由により、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用後の点検)

第11条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を現状に復し、関係職員の点検を受けなければならない。条例第11条の規定により、利用の許可を取り消され又は利用を制限若しくは停止又は行為を停止させられたときも同様とする。

(委任)

第12条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、技能文化会館の管理運営に関し必要な事項については、指定管理者が経済局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

横浜市市民利用施設予約システム利用者登録約款

(趣旨)

第 1 条 横浜市市民利用施設予約システム（以下「システム」という。）は、スポーツ施設、公園施設及び文化施設の利用にあたり、インターネット及び電話からの利用申込みを可能とすることで利用者の利便性を高めるとともに、予約抽選の効率化を図ることを目的に横浜市が設置するシステムです。この約款は、適正かつ公平なシステム運用を行うため、システムの利用に際し必要となる利用者登録の内容について定めるものです。

(利用者登録)

第 2 条 本約款を承認のうえ、システムの利用に必要な登録（以下「登録」という。）の申請をインターネット又は所定の登録申請書により横浜市に対して行い、第 3 条の条件を満たし、横浜市がその申請を認めて登録した利用者（以下「登録者」という。）のうち、個人登録を行った者を個人登録者、団体登録を行った者を団体登録者とします。また、登録した団体を登録団体とします。団体登録の場合、横浜市と団体登録者との間になされた行為は、横浜市と登録団体との間になされたものとして取り扱います。

2 登録者及び登録団体は、横浜市が登録者又は登録団体の氏名、団体名、住所及び電話番号等の情報を電子計算機で管理し、横浜市が別に指定するシステム対象施設（以下「システム対象施設」という。）が業務上必要な範囲内で利用することを了承するものとします。この場合において業務上必要な範囲とは、横浜市の判断により、利用者登録が第 3 条の条件を満たしているかについて確認を必要とする場合の利用を含みます。

(利用者登録の条件)

第 3 条 利用者登録をしようとする方は、横浜市内在住・在勤・在学のいずれかを満たす 16 歳以上であることとします。

2 団体登録は、前項に定める条件と共に次の条件を満たすこととします。

- (1) 団体のうち、5 名を登録すること（団体登録者）
 - (2) 団体登録者のうち、3 名以上が同一の登録となる団体が既に登録されていないこと
 - (3) 同じ団体が既に登録されていないこと
- 3 利用者登録は、1 利用者につき、1 つの個人登録と 2 つの団体登録までできることとします。

(利用者登録番号)

第 4 条 横浜市は、個人登録者及び登録団体に対し、異なる利用者登録番号を設定します。

2 登録者は、利用者登録番号を第三者に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

(横浜市市民利用施設予約カードの発行及びその取扱い)

第 5 条 横浜市は、個人登録者及び登録団体にその氏名又は団体名及び利用者登録番号を表記した横浜市市民利用施設予約カード（はまっこカード）（以下「カード」という。）を発行します。

2 登録者以外の方は、カードを使用することはできません。

3 登録者は、カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

4 登録者は、カードを第三者に譲渡し、又は貸与することはできません。

5 カードの使用及び管理に際して登録者が第 3 項及び第 4 項に違反した場合において、その違反によりカードが不正に使用され、その結果登録者又は登録団体に何らかの不利益が生じたとき、又は横浜市及びシステム対象施設に損害を与えたときは、当該登録者がそれぞれその一切の責めを負うものとします。

(登録の有効期間及び登録の更新)

第 6 条 登録の有効期間は、横浜市が登録を行った日から 3 年間（3 年を経過した日の属する月の末日まで）とします。

2 登録の更新を希望する登録者は、横浜市が指定する日までの間に所定の登録の更新手続を行うものとします。

(登録料及び登録更新料)

第 7 条 登録を受けようとする個人又は団体は、横浜市に登録料として 1,000 円を支払うものとします。

2 登録者は、前条第 2 項の規定による登録の更新を受ける場合は、横浜市に登録更新料として 600 円を支払うものとします。

3 第 1 項及び第 2 項の規定により、登録者が支払った登録料及び登録更新料は、理由のいかんを問わず返還しません。

(パスワード)

第 8 条 横浜市は、登録者が指定する番号を当該登録者又は登録団体に係るパスワード（以下「パスワード」という。）としてシステムに登録します。

2 登録者は、パスワードを第三者に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

(施設利用申込み等)

第 9 条 登録者は、インターネット・電話によってその利用者登録番号及びパスワードを入力することにより、システム対象施設に関する次のサービスを受けることができます。

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 抽選申込みの受付 | 利用予約のための抽選への参加申込みの受付 |
| (2) 抽選結果のお知らせ | 抽選の結果についてのお知らせ |
| (3) 利用取消しの受付 | 利用予約の取消しの申込みの受付 |
| (4) 空き区分の利用申込みの受付 | 利用予約がなされていない施設についての利用申込みの受付 |

2 前項のサービスは、午前 6 時から午前 2 時までの間に受け付けます。但し、システムのメンテナンスのため利用できない日があります。

3 第 1 項第 1 号は、1 か月にシステム対象施設で 8 件を上限とします。

4 第 1 項第 1 号及び第 4 号は、抽選の結果、予約となった件数及び空き区分の利用申込みを行った件数を合わせてシステム対象施設で 12 件を上限とします。

5 第1項第3号は、利用予約の取消しの申込みを受け付けた、又は第10条第1項の手続きを行わなかった施設の室場及び時間帯は、当該予約が取消しとなった時点から翌日まで第1項第4号の受け付けを停止します。ただし、利用日の7日前以降に、利用予約の取消しの申込みを受け付けた場合及び第10条第1項の手続きを行わなかった場合においては、この限りではありません。

6 利用者登録番号及びパスワードの使用及び管理に際して登録者が第4条第2項及び第8条第2項に違反した場合において、その違反により利用者登録番号及びパスワードが不正に使用され、その結果登録者又は登録団体に何らかの不利益が生じたとき、又は横浜市及びシステム対象施設に損害を与えたときは、当該登録者がそれぞれその一切の責めを負うものとします。

7 その他、システムを使用した施設の利用については、横浜市市民利用施設予約システムガイドブック等によります。

(施設利用申請及び施設管理規則等の遵守)

第10条 登録者は、前条第1項第1号の規定による抽選申込みにおいて当選者となった場合、又は同条第4号の規定により空き区分の利用申込みを行った場合は、所定の期日までに、利用しようとする施設の設置及び管理に関する条例並びにこれに基づく規則に定めるところに従い、当該施設の利用許可申請等の手続きを行うものとします。

2 前項の規定に従って手続きが行われなかった場合、当該施設が利用できないことがあります。この場合において、施設が利用できないことに伴って登録者又は登録団体に何らかの不利益が生じた場合、もしくは横浜市及びシステム対象施設に損害を与えた場合においては、当該登録者がその一切の責めを負うものとします。

(カードの紛失、盗難)

第11条 登録者は、カードを紛失し、又は盗まれたときは、直ちにその旨を横浜市へ届け出るものとします。この場合において、横浜市は、当該カードの利用を停止することができるものとします。

2 前項の届出を行うまでの間において、当該カードを第三者に使用され、このために登録者又は登録団体に何らかの不利益が生じた場合、もしくは横浜市及びシステム対象施設に損害を与えた場合においては、当該登録者がその一切の責めを負うものとします。

(カードの再発行)

第12条 登録者は、カードを紛失し、毀損し、汚損し、又は盗まれたときは、カードの再発行の申請を行うことができます。この場合において、登録者は、横浜市に再発行料として400円を支払うものとします。

(利用者の利用停止及び取消)

第13条 横浜市は、登録者又は登録団体が次のいずれかに該当した場合には、システムの利用を停止し、又はその登録を取り消すことができるものとします。また、これにより停止、又は取り消された場合にも登録料金等は返還しないものとします。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 本約款に違反した場合
- (3) 登録料、登録更新料、カード再発行料、利用料金等の支払いを怠った場合
- (4) 登録者の責に帰すべき事由によりその所在が不明となり、当該登録者への通知・連絡が不能であると横浜市が判断した場合
- (5) 当該施設が規定されている条例及び条例規則に違反した場合
- (6) その他、不適正な利用方法により他の利用者へ迷惑をかけた、又はかけていると横浜市が判断した場合

(申請・届出事項の変更)

第14条 登録者は、横浜市に届け出た氏名、住所等に変更が生じた場合は、遅滞なく、インターネット又は所定の届出用紙によりその旨を横浜市に届け出るものとします。

2 前項の届出がないために、横浜市からの通知又は送付書類その他のものが延着又は到着しなかったことにより生じる不利益又は損害について、横浜市は責任を負わないものとします。

(登録の廃止)

第15条 登録者が所定の廃止届を提出し、横浜市が認めた場合は、登録を廃止するものとします。

(登録情報の字体)

第16条 登録申請書の記入字体が、システムにおいて取扱いが困難な字体である場合は、類似する標準字体(JIS第一、第二水準)で登録するものとします。この場合において、システム及びカードで表示される字体並びに郵送物等の字体は標準字体となります。

(個人情報の保護)

第17条 システムの利用のために提供を受けた個人情報(氏名、住所、生年月日、電話番号等)は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適切に取り扱います。

2 個人情報の収集・利用・管理は、横浜市のほか各施設の施設管理者及びシステムサービスセンター業務の受託業者が行います。

3 予約管理業務(料金収納を含む)の目的以外で、登録者の同意を得ずに利用及び第三者への提供を行うことはありません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 裁判所・警察等法執行機関等から、法令に基づき情報の開示を求められた場合
- (2) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと横浜市が判断した場合